



# 価格転嫁に向けた取組について

令和5年2月22日  
中部経済産業局

# 目次

1. 取引適正化に向けた施策ツール
2. 価格転嫁等に向けた取組
  - ・価格交渉促進月間
  - ・パートナーシップ構築宣言

# **1. 取引適正化に向けた施策ツール**

# 取引適正化の理念、施策ツール

- サプライチェーンを形成する大企業と下請中小企業は、サプライチェーン全体での付加価値拡大という目標を共有する「イコールパートナー」。得られた利益は適正に分かち合い、共存共栄を図るべき。
- 他方、下請中小企業は、大企業などの親事業者との関係で非常に弱い立場にあり、一方的な価格の押しつけ、買い叩き等に直面。また、物価高騰のコストを下請企業だけに負担させるのは不合理。
- しわ寄せ防止や適正な価格転嫁の実現のため、下請代金法等の執行や、取引の実態把握・相談体制の構築、業界への働きかけ等により、取引適正化を進めているところ。

## 1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。買ったとき、減額等を禁止。立入検査、改善指導、公取への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言を実施。)

## 2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン (R3:120名→R4:248名)によるヒアリング (年間約4千件→年間約1万件)  
※令和5年1月より300名体制へ増強
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応 (年間約10,000件)

## 3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン (20業種) 自主行動計画 (21業種・54団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月。実施後にフォローアップ調査と、その結果に基づく指導・助言)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(1.8万社超)

## **2. 価格転嫁等に向けた取組 ～価格交渉促進月間～**

# 価格交渉促進月間について

- サプライチェーン全体で適切に利益を共有し、雇用の約7割を支える中小企業の賃上げを実現するためにも、下請中小企業が負担するコストの適切な価格転嫁が必要不可欠。
- 労務費や原材料費等の上昇の、適切な価格転嫁を促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定し、以下を実施。2021年9月、2022年3月、同年9月と3回実施。

## 実施事項

### 1. 受注側中小企業へのフォローアップ調査

- 価格交渉促進月間終了後（主に毎年10月と4月）に、**受注側中小企業に対するフォローアップ調査**。具体的には、①アンケート調査（15万社）、②下請Gメンによるヒアリング（約2千社）

### 2. 発注側事業者等への要請、広報、周知

- 価格交渉・価格転嫁への積極的な対応を要請するため、各月間の開始前に、業界団体を通じて、経済産業大臣名での要請文を発出。また、新聞広告やWEB広告を利用した広報活動を実施。
- 上記1. の調査結果を分析し、**業種ごとに価格転嫁率**を算出し、**業種別ランキング**を作成するなど、**価格交渉・価格転嫁の実施状況を公表・周知**。

### 3. 講習・相談等

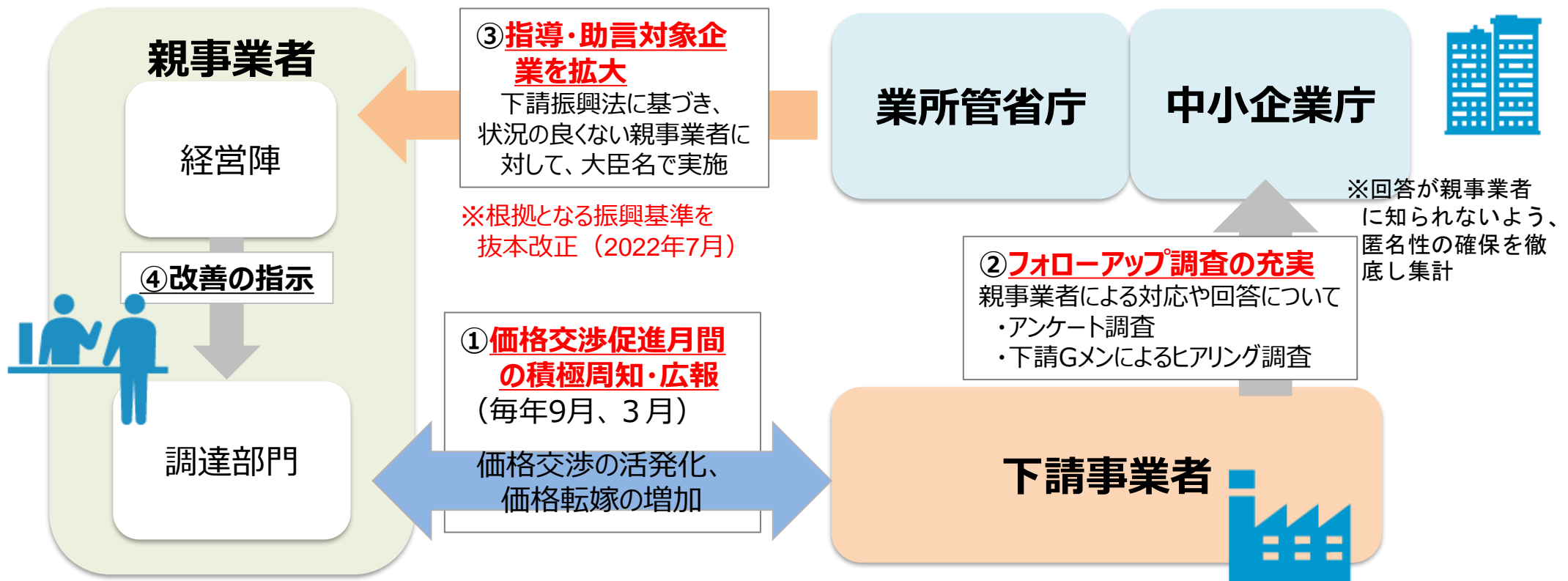
- 受注側企業の価格交渉担当者向けのセミナーや講習会等をオンライン形式で実施。

### 4. 下請中小企業振興法に基づく指導・助言

- 1. の調査結果を踏まえ、**価格交渉・価格転嫁の実施状況が芳しくない発注側企業の経営トップ**に対して、大臣名で、**下請中小企業振興法に基づく指導・助言**を実施。

# 価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、下請中小企業からの価格交渉/転嫁についての評価が芳しくない親事業者に対し、2022年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。
  - ⇒ 指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 価格交渉の実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



# 価格交渉促進月間（2022年9月）の周知・広報

- 価格交渉促進月間(9月)の開始にあたり、岸田総理・西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。また、約1600の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。
- 取引実態把握のためのアンケート（15万社）や下請Gメンによるヒアリングを強化。

## <岸田総理による呼びかけ動画>



[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/discourse/20220829message.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220829message.html)

## <9月の価格交渉促進月間ポスター>

**取引先と価格協議を行い、適切な価格転嫁を実現しましょう!**

近年のエネルギーコスト、原材料、労務費の上昇や、ロシアウクライナ情勢、急激な円安進行により、製造業を中心とした、企業における価格転嫁の重要性がますます高まっています。月間終了後に中小企業に対して実施した調査では、価格転嫁ができた割合として、「3割～1割以下」との回答が多く「全く価格転嫁できていない」とする回答が約2割存在しており、価格転嫁が難しい状況にあることがわかりました。

中小企業庁では、この状況を解決するため、サプライチェーン全体でコストアップを分担し、買上げにも結びつくよう、政府をあげて価格交渉・価格転嫁をサポートしています。今回の月間終了後にも、中小企業に対して、価格転嫁に関する調査を実施する予定ですので、調査結果のあった中小企業におかれは、積極的に調査への回答をお願いします。

**仕入れ価格上昇推移**

品目	9月	8月	7月	6月	5月
石油・石炭製品	153%	116%	112%	119%	114%
金属・鉄鋼製品					
農産物					
木材・紙製品					
電子部品					
サービス					

**問** 直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。……

割合	割合	割合	割合
費用上昇にも関わらず減額 1.5%	費用上昇にも関わらず減額 21.1%	費用上昇にも関わらず減額 22.6%	費用上昇にも関わらず減額 14.8%
10割 13.8%	9-7割 15.4%	6-4割 10.5%	3-1割 22.9%

**9月は価格交渉促進月間です。**  
政府では「価格交渉促進月間」を設定し、中小企業による取引先への価格転嫁をサポートしています。

経済産業省 | 中小企業庁 | 中小企業庁 事務連絡部 取引課  
TEL: 03-3501-1732

## <西村経産大臣による呼びかけ動画>



**<相談窓口>**  
下請かけこみ寺  
0120-418-618

[https://twitter.com/meti\\_NIPPON/status/1564215686477787140?cxt=HHwWiMDRiaP4mrUrAAAA](https://twitter.com/meti_NIPPON/status/1564215686477787140?cxt=HHwWiMDRiaP4mrUrAAAA)



# フォローアップ調査の概要

- エネルギー価格や原材料費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を呼びかけるため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施。
- 上記取組の成果を確認するため、各「月間」の終了後、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施し、これらの成果を取りまとめ。

## ①アンケート調査

### ○調査対象

中小企業等に、親事業者（最大3社分）との価格交渉や価格転嫁に関するアンケートの回答を依頼。業種毎の調査票の配布先は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

- 配布先の企業数 15万社
- 調査期間 2022年9月26日～11月9日
- 回答企業数 15,195社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ17,848社）
- 回収率 10.13%（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年3月調査 13,078社 8.7%）

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

- 調査期間 2022年10月17日～10月21日
- 調査方法 電話調査
- ヒアリング件数 約1777社

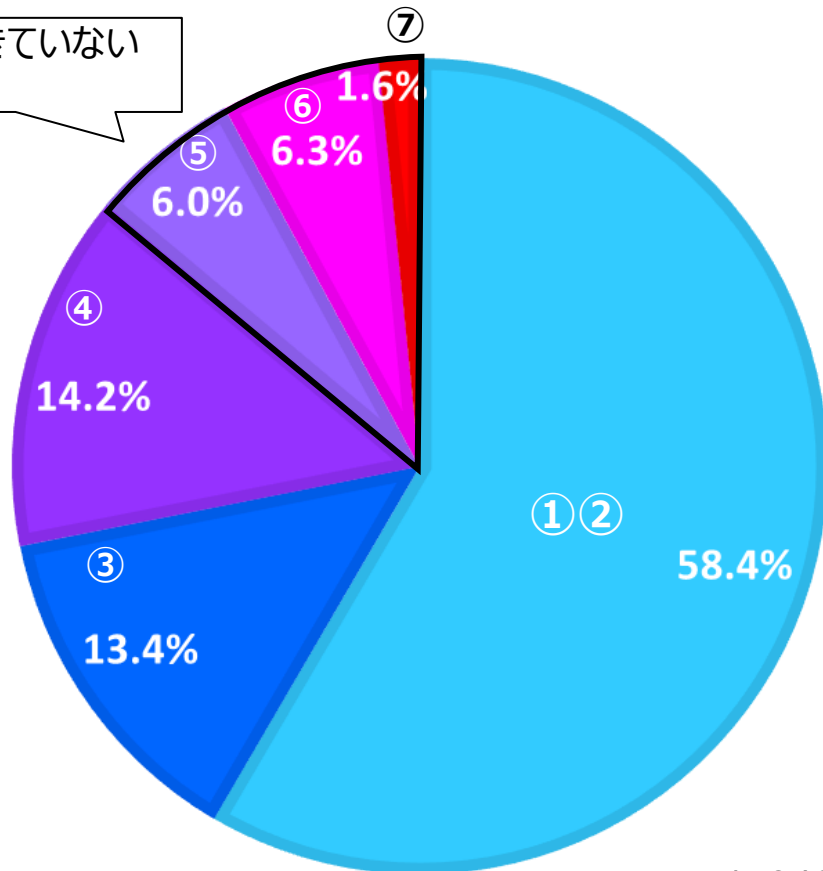
# 直近6ヶ月間の価格交渉の状況

- 「話し合いに応じてもらえた」と回答した割合は、約6割と最も高い。
- 一方、「発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった」、「協議を申し入れたが、応じてもらえなかった」、「取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった」等の「全く交渉できていない」とする回答も、合計で約1割存在。

※前回（2022年3月の価格交渉促進月間）のフォローアップ調査とは回答項目が同一でないため、一概に比較することはできないが、「話し合いに応じてもらえた」とする割合は微減し、「全く交渉できていない」とする割合が微増。

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

全く交渉できていない  
13.9%



n=17848

- ①②コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらえた。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑥発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑦取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

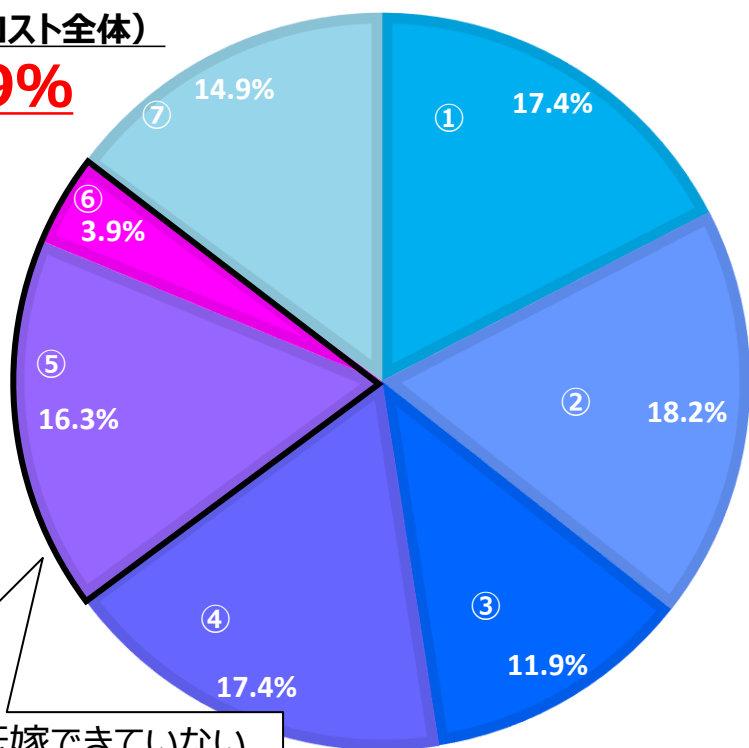
# 直近6ヶ月間の価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「9割、8割、7割」とする回答が最も多く、次いで「3割、2割、1割」とする回答が多い。
- 受注側中小企業のコスト全体の上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格転嫁に応じたかの割合を「価格転嫁率」として算出すると、**46.9%**。
- 一方で、「全く価格転嫁できていない」とする回答は、引き続き、**約 2 割存在**。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

転嫁率（コスト全体）

**46.9%**



全く価格転嫁できていない  
20.2%

- ① 10割 割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等）
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

n=17848

# 価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

価格交渉の状況について、発注側企業の業種別に集計し、順位付けした結果は下記の表のとおり。

- 価格交渉に相対的に応じている業種は、石油製品・石炭製品製造、鉱業・採石業・砂利採取業、卸売など。
- 価格交渉に相対的に応じていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、廃棄物処理など。

順位	業種
1位	石油製品・石炭製品製造
2位	鉱業・採石・砂利採取
3位	卸売
4位	造船
5位	機械製造
6位	食品製造
7位	繊維
8位	紙・紙加工
9位	化学
10位	電機・情報通信機器
11位	建材・住宅設備
12位	金属
13位	小売
14位	製薬
15位	飲食サービス
16位	印刷
17位	自動車・自動車部品
18位	電気・ガス・熱供給・水道
19位	建設
20位	不動産・物品賃貸
21位	情報サービス・ソフトウェア
22位	広告
23位	金融・保険
24位	通信
25位	廃棄物処理
26位	放送コンテンツ
27位	トラック運送
—	その他

## 【評価方法】

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間の、直近6ヶ月（2022年4月～2022年9月）における価格交渉の状況について回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均し、集計したものの。

コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。 もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。	10点
コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった	5点
コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった	0点
発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった	-3点
発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった	-7点
取引価格を減額するために、発注側企業から協議を申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された	-10点

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

n=17848

# 価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

価格転嫁の状況について、発注側企業の業種別に集計し、順位付けした結果は下記の表のとおり。

- **価格転嫁に相対的に応じている業種**は、**石油製品・石炭製品製造、機械製造、製薬**など。
- **価格転嫁に相対的に応じていない業種**は、**トラック運送、通信、放送コンテンツ**など。

		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			
			労務費	原材料費	エネルギー	
①全体		46.9%	32.9%	48.1%	29.9%	
②業種別	1位	石油製品・石炭製品製造	56.2%	40.1%	52.7%	41.5%
	2位	機械製造	55.5%	34.9%	57.6%	33.3%
	3位	製薬	55.3%	36.7%	55.2%	40.0%
	4位	造船	54.4%	37.8%	53.4%	39.3%
	5位	卸売	54.2%	35.0%	53.8%	35.6%
	6位	電機・情報通信機器	53.2%	35.6%	56.3%	30.1%
	7位	化学	53.1%	32.3%	57.1%	31.1%
	8位	建材・住宅設備	52.7%	33.4%	53.4%	32.5%
	9位	鉱業・採石・砂利採取	52.0%	31.4%	44.5%	37.3%
	10位	食品製造	51.2%	35.2%	54.2%	35.2%
	11位	金属	49.1%	31.3%	54.5%	30.2%
	12位	繊維	48.7%	34.2%	47.2%	35.0%
	13位	紙・紙加工	48.5%	28.7%	48.6%	30.7%
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	34.1%	48.9%	31.0%
	15位	飲食サービス	46.9%	22.3%	50.1%	21.2%
	16位	小売	46.6%	29.5%	48.0%	28.3%
	17位	建設	44.8%	38.2%	45.2%	31.5%
	18位	不動産・物品賃貸	44.8%	36.7%	46.9%	34.6%
	19位	印刷	44.7%	22.6%	46.6%	21.6%
	20位	自動車・自動車部品	43.0%	22.4%	49.8%	23.9%
	21位	広告	38.9%	30.5%	46.3%	27.7%
	22位	金融・保険	38.4%	28.6%	43.2%	21.7%
	23位	情報サービス・ソフトウェア	37.1%	46.3%	21.1%	17.5%
	24位	廃棄物処理	32.1%	30.0%	31.4%	33.0%
	25位	放送コンテンツ	26.5%	39.1%	22.6%	18.1%
	26位	通信	21.3%	27.2%	26.3%	17.9%
	27位	トラック運送	20.6%	15.5%	17.8%	19.2%
-	その他	43.1%	31.4%	42.6%	27.3%	

## 【評価方法】

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間で、**直近6ヶ月（2022年4月～2022年9月）のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたか**、回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均したものを「各業種の転嫁率」とし、集計したものの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算
9割	90%
8割	80%
7割	70%
6割	60%
5割	50%
4割	40%
3割	30%
2割	20%
1割	10%
0割	0%
マイナス	-30%

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

n=17848

### **3. 価格転嫁等に向けた取組 ～パートナーシップ構築宣言～**

# 「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、**労務費等の価格転嫁に関し**、発注側企業と受注側企業の協議を促進するとともに、持続可能な関係を構築するために、2020年5月に開催された「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入が決定された。
- 本制度は、オープンイノベーション等の**新たな連携**、価格決定方法をはじめとした下請企業との**望ましい取引慣行の遵守**に取り組むことを「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言。
- 2023年2月10日時点で約**18,500社が宣言**、うち資本金3億円超の**大企業は1,000社超**。大企業のみならず中堅・中小企業含め、さらなる「宣言」企業の拡大を目指す。

## 「宣言」のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

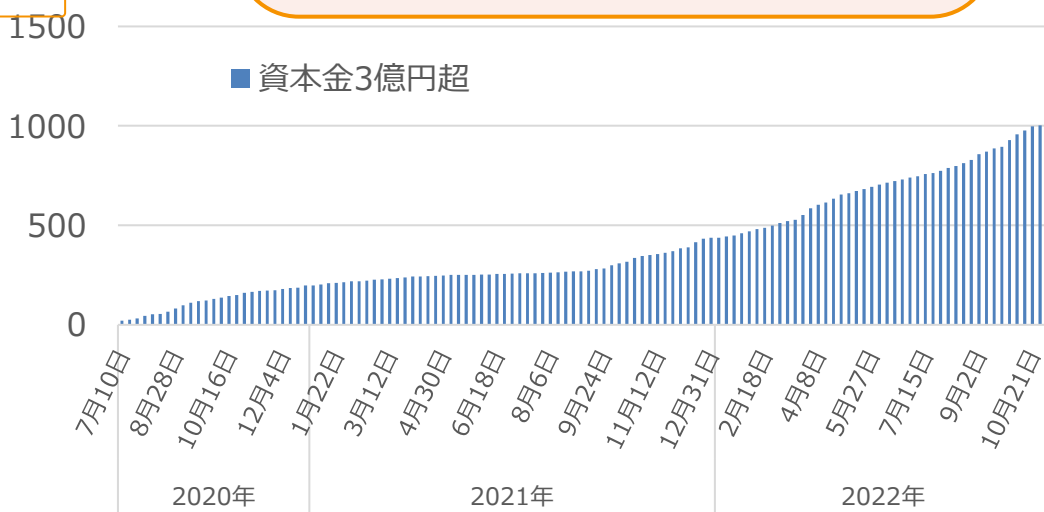
宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行



製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。  
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用**や**清掃・メンテナンス業務委託**、**備品調達**等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。



# 宣言の取組状況調査の概要

- 宣言企業の取組状況を把握し、実効性の向上につなげるため、**宣言企業への調査**に加えて、**下請企業への調査**を初めて実施。

## 宣言企業調査（宣言企業の自己評価）

- 調査対象：2022年7月22日時点で宣言を行っているパートナーシップ構築宣言企業
- 調査票の配布企業数：11,212社（うち、資本金3億円超の大企業は794社）
- 調査期間：7月25日～9月12日
- 回答した宣言企業数：5,133社（うち、大企業は550社）
- **回答率：約46%(大企業は約69%)**

## 下請企業調査（下請企業による宣言企業の評価） ※下請企業は発注側企業を最大6社まで選択して回答

- 調査対象：2022年7月1日時点の資本金3億円超のパートナーシップ構築宣言企業のうち、3社以上と取引実績をもつ受注側企業
- 調査票の配布企業数：30,000社
- 調査期間：8月5日～9月7日
- 回答した下請企業数：3,478社
- **下請企業5社以上から回答の集まった宣言企業数：160社**
- **回答率：約11.6%**



# 宣言企業の取引適正化への取組状況①

- 下請企業調査においては、宣言において遵守することとなっている、取引適正化の重点5課題への宣言企業の取組状況も調査。
- 価格協議については、約85%が全ての下請企業に応じている。
- 価格転嫁については、約半数が4～6割程度の転嫁を受け入れている。

## 取引適正化重点5課題の下請企業による宣言企業の評価

### (1) 価格決定方法の適正化

#### ①価格協議について (N=110)

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ・全ての下請に対して価格協議に応じた   | : 94社 (85.5%) |
| ・9割以上の下請に対して価格協議に応じた | : 12社 (10.9%) |
| ・8割以上の下請に対して価格協議に応じた | : 4社 (3.6%)   |

#### ②価格転嫁について (N=110)

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ・7～9割程度の価格転嫁を受け入れた | : 52社 (47.3%) |
| ・4～6割程度の価格転嫁を受け入れた | : 54社 (49.1%) |
| ・1～3割程度の価格転嫁を受け入れた | : 4社 (3.6%)   |
| ・価格転嫁に受け入れられなかった   | : 0社          |

#### ③不合理な価格引き下げの要請 (N=160)

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ・5割以上の下請けに対して要請があった     | : 0社        |
| ・2割超～5割未満の下請けに対して要請があった | : 3社 (1.9%) |

# 宣言企業の取引適正化への取組状況②

- 型取引、支払条件、知財、働き方改革について、下請中小企業振興法の振興基準に照らし、問題となりうる行為を指摘された宣言企業も存在。

## 取引適正化重点5課題の下請企業による宣言企業の評価

### (2) 型取引の適正化 (N=47)

- ・ 5割以上の下請が無償で型管理を求められた : 4社 (8.5%)
- ・ 2割超～5割未満の下請が無償で型管理を求められた : 15社 (31.9%)

### (3) 支払条件の改善 (N=160)

- ・ 5割以上の下請が手形の支払において割引料を負担している : 19社 (11.9%)
- ・ 2割超～5割未満の下請が手形の支払において割引料を負担している : 37社 (23.1%)

### (4) 知的財産・ノウハウの保護 (N=160)

- ・ 5割以上の下請との間で、知財取引が片務的契約となっている/契約がない : 0社
- ・ 2割超～5割未満の下請との間で、知財取引が片務的契約となっている/契約がない : 4社 (2.5%)

### (5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止 (N=160)

- ・ 5割以上の下請が追加料金なく短納期発注や急な仕様変更をされた : 0社
- ・ 2割超～5割未満の下請が追加料金なく短納期発注や急な仕様変更をされた : 12社 (7.5%)

# 調査結果の宣言企業フィードバックについて

1. 両調査結果の概要を全宣言企業（約14,000社）に送付するとともに、11月にシンポジウムを開催して調査結果に基づき優良事例を表彰。
2. 個別の調査結果については、以下の通りフィードバックを実施。
  - ① 下請企業調査の結果： 下請企業 5社以上から評価の集まった宣言企業160社へ。
  - ② 宣言企業調査の結果： 宣言内容への抵触が認められた宣言企業188社へ。

## 宣言企業全体

約14,000社 → 調査結果の全体概要を送付

① 下請企業調査で  
回答数 5 以上の企業

**160社**

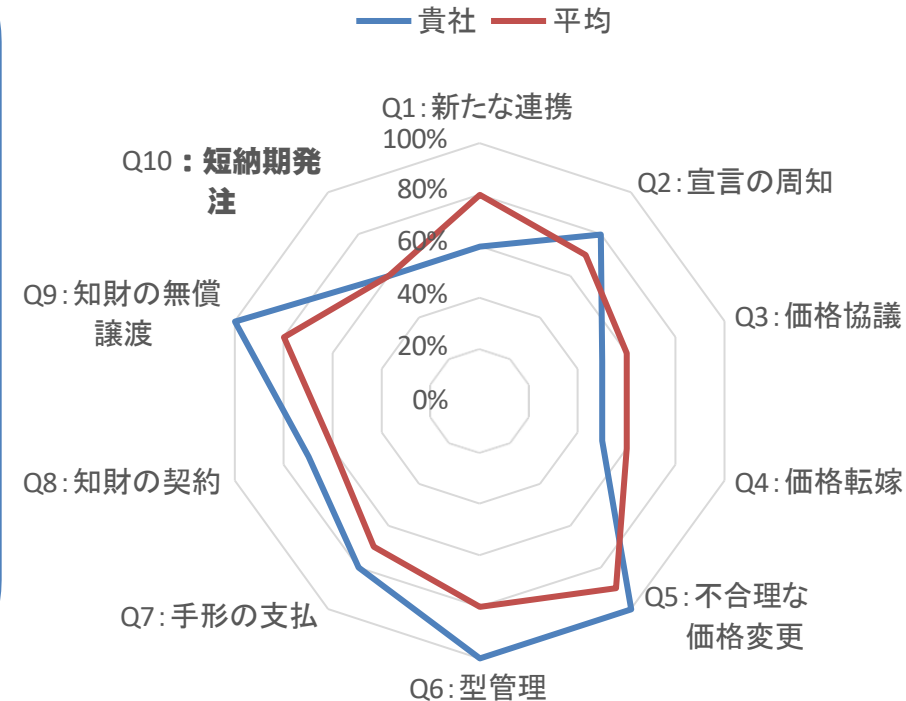
総合評価・個別項目の評価  
全体での位置付けを  
フィードバック

② 宣言企業調査で  
課題のあった企業

**188社**

課題のあった項目  
についてフィードバック

下請企業調査結果の各企業への  
フィードバックのイメージ



# 国における「パートナーシップ構築宣言」拡大に向けた取組例

- 中小企業による価格転嫁の円滑化、サプライチェーン全体の付加価値向上の観点から、取引先を多く抱える大企業をはじめ幅広く宣言していただくことが重要。
- このため、「宣言」に関する政策的インセンティブの拡充を進めているところ。

## 1. 「宣言」により、審査時における加点措置がある補助金（公募予定含む）の例

- ① 事業再構築補助金【経産省】
- ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【経産省】
- ③ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金【経産省】
- ④ 需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金【経産省】
- ⑤ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設時業）【経産省】
- ⑥ 中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けたテールゲートリフター等導入等支援事業【国交省】
- ⑦ 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業補助金【農水省】
- ⑧ 食品事業者における原材料の調達安定化対策のうち食品原材料調達安定化対策事業補助金【農水省】
- ⑨ 新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）【国税庁】

## 2. 賃上げ促進税制の活用

資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業においては、「宣言」により、継続雇用者の賃金を引き上げた場合、増加分の15%以上を法人税額等から控除可能。

3. 「宣言」は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表。  
「宣言」を行った企業は、「ロゴマーク」を使用可能。



# 地方自治体における「パートナーシップ構築宣言」拡大に向けた取組例

- 「パートナーシップ構築宣言」を日本全国に拡大させていく上では、都道府県などの地方自治体との連携は重要。
- 埼玉県、福井県、東京都では、「宣言」の周知・広報に加え、県制度に「宣言」企業向けのインセンティブを措置するなど、独自の取組が行われている。

## ■ 埼玉県

### ① 県の制度融資の対象に「宣言」企業を追加

- ✓ 価格転嫁等の取引適正化へ取り組む事業者を支援するため、県独自の制度融資「**埼玉県中小企業制度融資（産業創造資金）**」の対象要件の1つとして、「宣言」企業を追加。

### ② 県・国・県内団体が協定を締結

- ✓ 埼玉県、関東経産局・財務局、埼玉労働局、県内経済6団体、労働組合県連合会、県銀行協会が、**価格転嫁の円滑化に関する連携協定を締結**。
- ✓ 同協定において、相互に連携・実施する項目の1つとして、「宣言」の促進を明記し、**県内企業への周知を通じた認知度の向上と「宣言」企業に対する追加的な支援策の検討**に取り組む。

## ■ 福井県

### ① 県補助金への加点措置を導入

- ✓ 県補助金の「**ふくい逸品創造ファンド事業助成金**」に、「宣言」企業への加点措置を導入。
- ✓ 同補助金は、県内の特色ある産業資源を活用し、顧客ニーズを的確につかんだ新商品・新サービスの開発および販路開拓にかかる取り組みを資金面で支援するもの。

### ② 「宣言」の広報・参加呼びかけ

- ✓ 県ホームページ内の9月の「**価格交渉促進月間**」特設ページにおいて、「宣言」の紹介を行うとともに、**参加協力を呼びかけ**。

## ■ 東京都

### ① 「宣言」企業を対象とした講習会

- ✓ 「宣言」企業及び「宣言」を検討している企業を対象に、下請法等に関する講習会を中小企業庁と連携して開催し、親事業者と下請事業者間の**望ましい取引慣行の遵守に資する知識・情報等**を提供。

### ② 「宣言」内容の実行に向けた経営相談・専門家派遣

- ✓ 「宣言」企業を対象に、「宣言」内容の実行にあたり経営上の課題がある場合は、その**解決に向けた相談に応じる**とともに、希望する中小企業に対しては**各種専門家を派遣**。